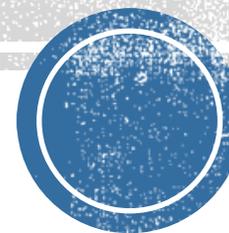


ヤングケアラーの理解と 相談支援の視点

立正大学/一般社団法人日本ケアラー連盟

森田久美子



ヤングケアラーとは

なぜ子どもがケアをするのか

ヤングケアラーの実態

ヤングケアラーの相談支援の視点

本日の内容



ヤングケアラーとは



1. ヤングケアラーとは

■ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです

■ 若者ケアラー

18歳～おおむね30歳代までのケアラーを想定しています。ケアの内容は子どもケアラーと同様ですが、ケア責任がより重くなることもあります。若者ケアラーには、ヤングケアラーがケアを継続している場合と、18歳を越えてからケアが始まる場合とがあります

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーが行っていること (大人が担うようなケア責任)

家事

料理、洗濯、掃除
など

きょうだいのケア

きょうだいの世話、
送り迎えなど

家のきりもり

買い物、家の修繕、
力仕事など

身体的なケア

入浴、トイレ介助、
投薬管理など

感情面でのケア

寄り添い、見守り、
声かえ、励まし、
外出支援など

金銭面・実用面の きりもり

各種支払い、アルバイト、
通訳、通院介助など



なぜ子どもがケアをするのか

誰もがケアをする時代に

家庭の家族をケアする余裕の低下

- **世帯規模の縮小化**

平均世帯人員数 1953年：5.00人→2019年：2.39人
(2040年：2.08人)

世帯人員数が1人または2人の世帯の割合が増加

- **共働き世帯の増加**

専業主婦世帯：571万世帯、共働き世帯：1240万世帯（2020年）

1980年に比べ共働き世帯は倍増し、専業主婦世帯は半減

- **家庭内の成人の家族のケアのために使える時間の減少**

夫婦と子供から成る世帯における全体の家事関連時間（平成28年）

共働き世帯：夫46分、妻4時間44分 専業主婦世帯：夫50分、妻7時間56分

ケアを必要とする人の増加

- **高齢化率の上昇** 2020年：28.7% 80歳以上9.2%
(2040年：3900万人 35.3%)
ex. 平均寿命(健康寿命) 2019年：女性87.5(74.8)歳、
男性81.4(72.1)歳
- **高齢者人口の増加**
要介護（支援）認定率の上昇や 認定者数の増加
認知症の人の増加（2025年に65歳以上人口の5人に1人）
- **障害者の増加傾向**（人口の約7.6%）

ケアを取り巻く環境の変化

- **ケアラーの増加** 「介護をしている人」は、**627万6千人**
うち、男性232万1千人、女性395万5千人
有業者340万人3千人、無業者281万3千人
(総務省：平成29年就業構造基本調査)
- **家族・社会の変化** ケアラーの約7割は家族
同居介護(家族) 2019年で**54.4%** (2001年71.1%)
男性ケアラーの増加 2019年で**35.0%** (1989年16.6%)
- **ケアラーと要介護者の変化**
老老介護・ダブルケアなど **75歳以上同士は33.1%**
年齢の組み合わせは多様化している



ヤングケアラーの実態

ヤングケアラーの実態調査（2021年）より

ヤングケアラーの実態に関する調査研究について

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査の目的

「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かす。

調査の対象、方法等

1 学校

令和2年12月21日から、以下の学校に対してアンケート調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

- ① 中学校（回収数754、回収率75.4%）
 - ・ 全国の公立中学校から層化無作為抽出した1,000校（全体の約1割）
- ② 全日制高校（回収数249、回収率71.1%）
 - ・ 全国の公立全日制高校から層化無作為抽出した350校（全体の約1割）
- ③ 定時制高校（回収数27、回収率57.4%）
 - ・ 各都道府県より公立定時制高校1校抽出した47校
- ④ 通信制高校（回収数35、回収率74.5%）
 - ・ 各都道府県より公立通信制高校1校抽出した47校

2 中高生

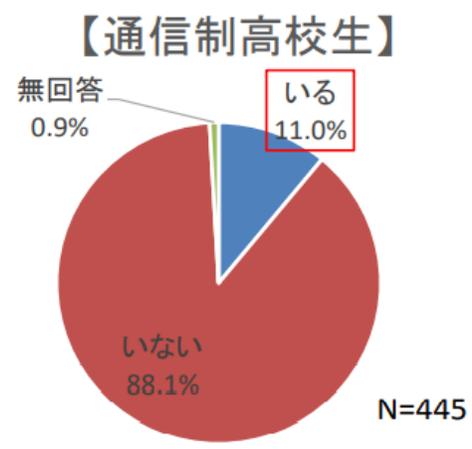
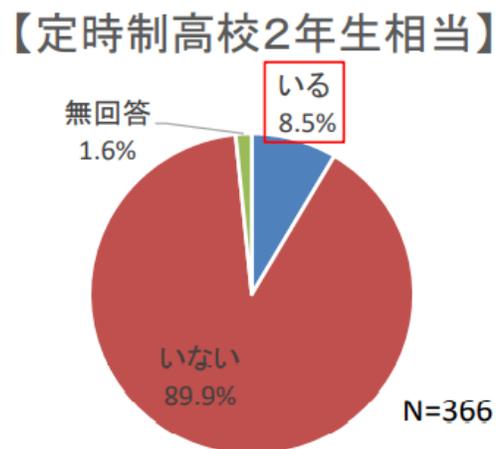
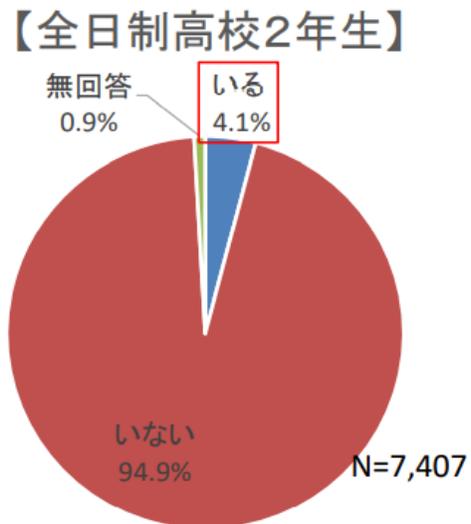
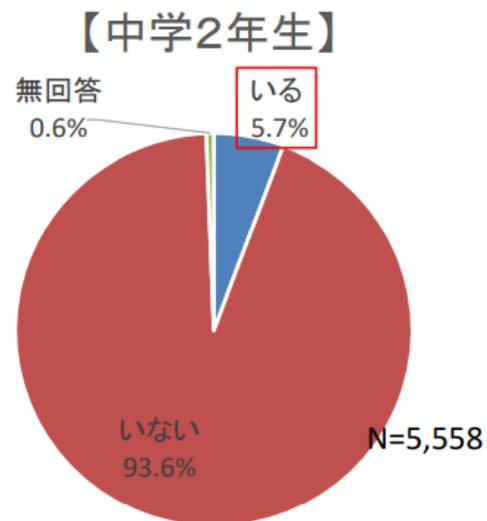
令和2年12月21日から、以下の中高生に対して Web調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

- ① 中学2年生（回収数5,558人）
 - ・ 1①の中学校に在籍する中学2年生
- ② 全日制高校（回収数7,407人）
 - ・ 1②の全日制高校に在籍する高校2年生
- ③ 定時制高校（回収数366人）
 - ・ 1③の定時制高校に在籍する高校2年生相当
- ④ 通信制高校（回収数446人）
 - ・ 1④の公立通信制高校に在籍する生徒

注：定時制高校、通信制高校の調査結果はサンプル数が少ないため、参考値として掲載している

世話をしている家族の有無

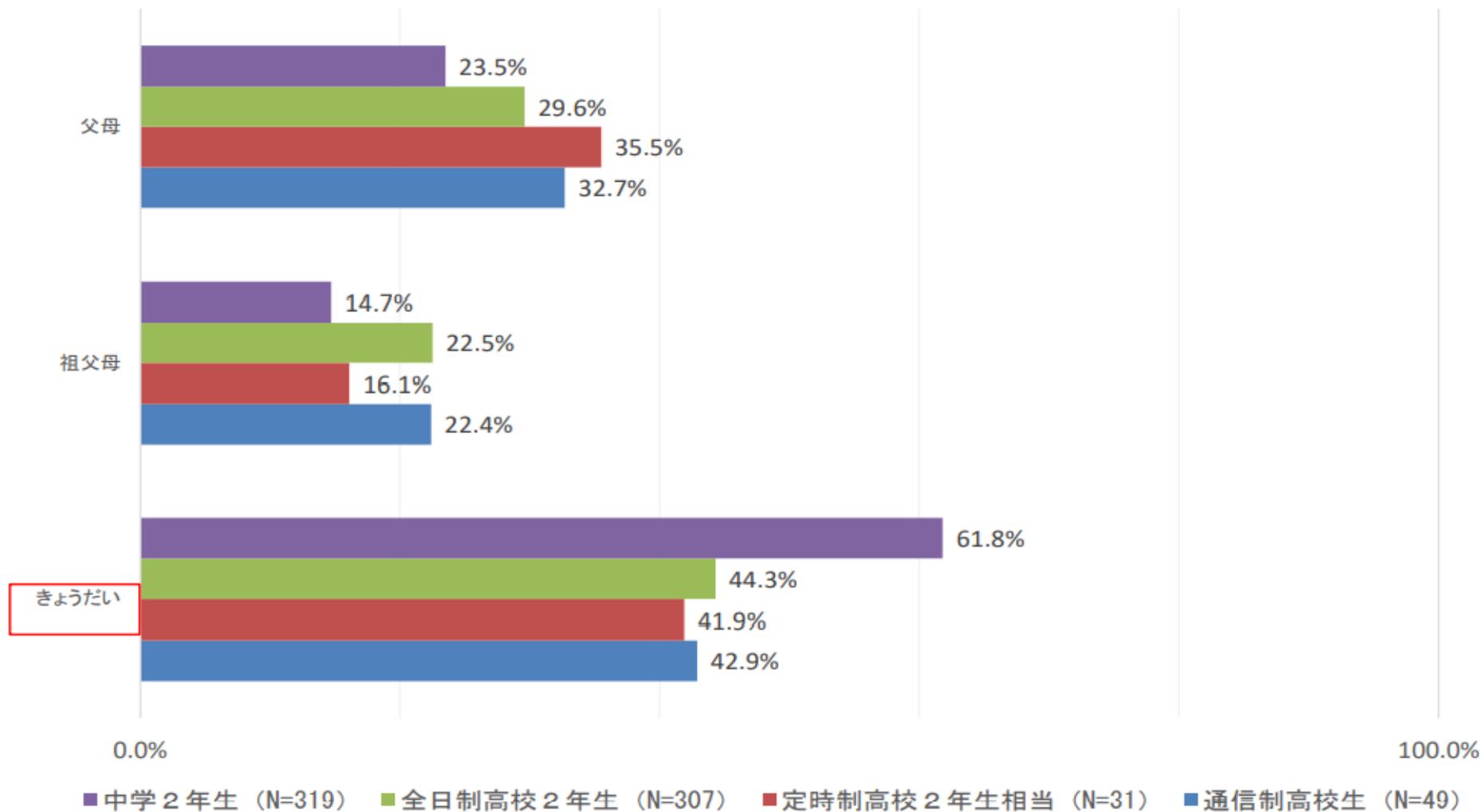
「いる」と回答したのは中学2年生で**5.7%**、全日制高校2年生で**4.1%**、定時制高校2年生相当で**8.5%**、通信制高校生で**11.0%**



※ 通信制高校生は、年齢を回答した「18歳以下」と「19歳以上」の合計（年齢の設問に無回答であった1名は対象外）。19歳以上は「いた（現在はお世話をしていない）」、「現在まで継続してお世話をしている」が「いる」に含まれる。

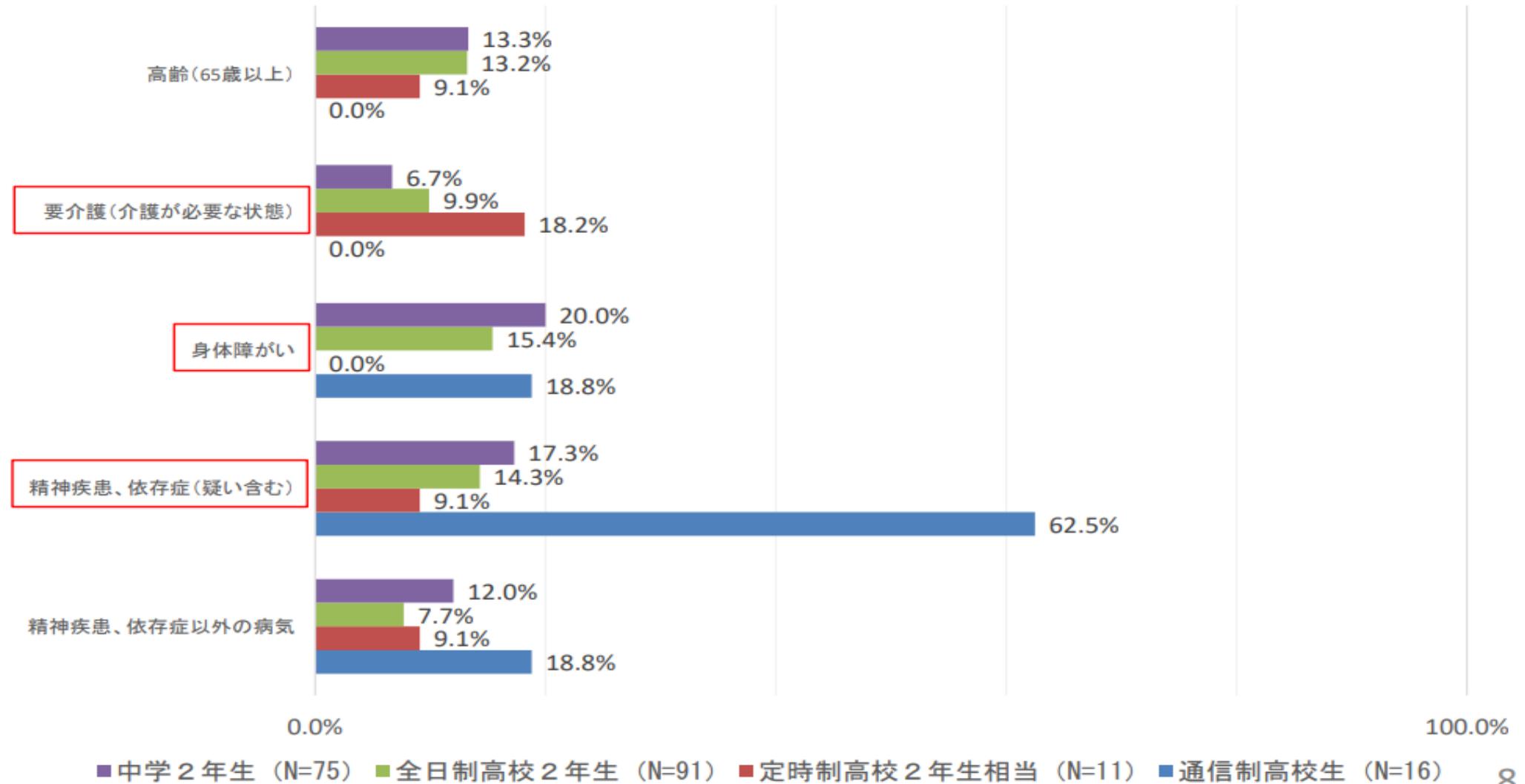
世話を必要としている家族（複数回答）

いずれの学校種でも「きょうだい」が最も高い。特に、中学2年生は「きょうだい」の割合が他に比べ多い



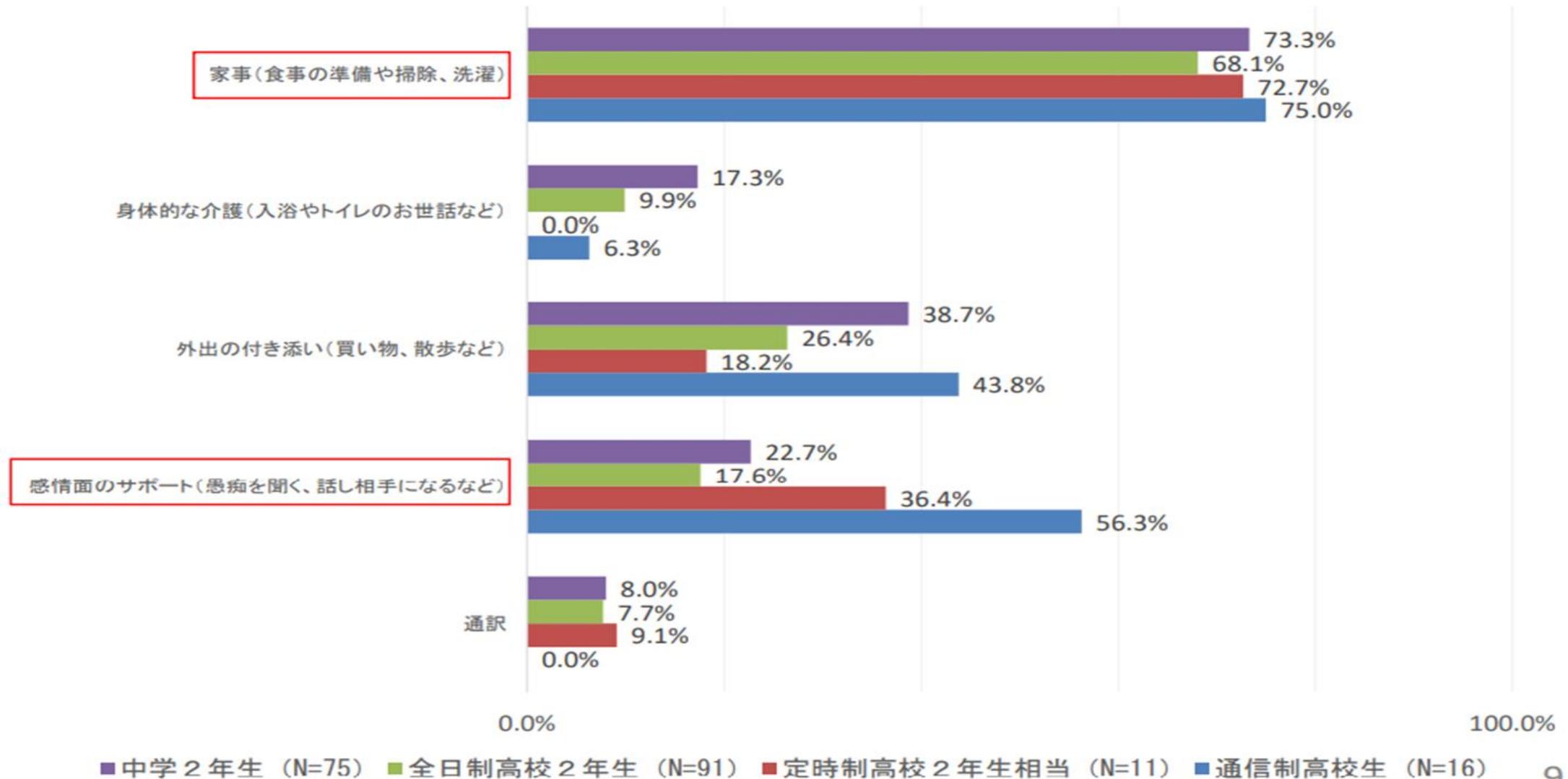
世話を必要としている家族（父母）の状況（複数回答）

中学2年生、全日制高校2年生は「身体障がい」が最も高い



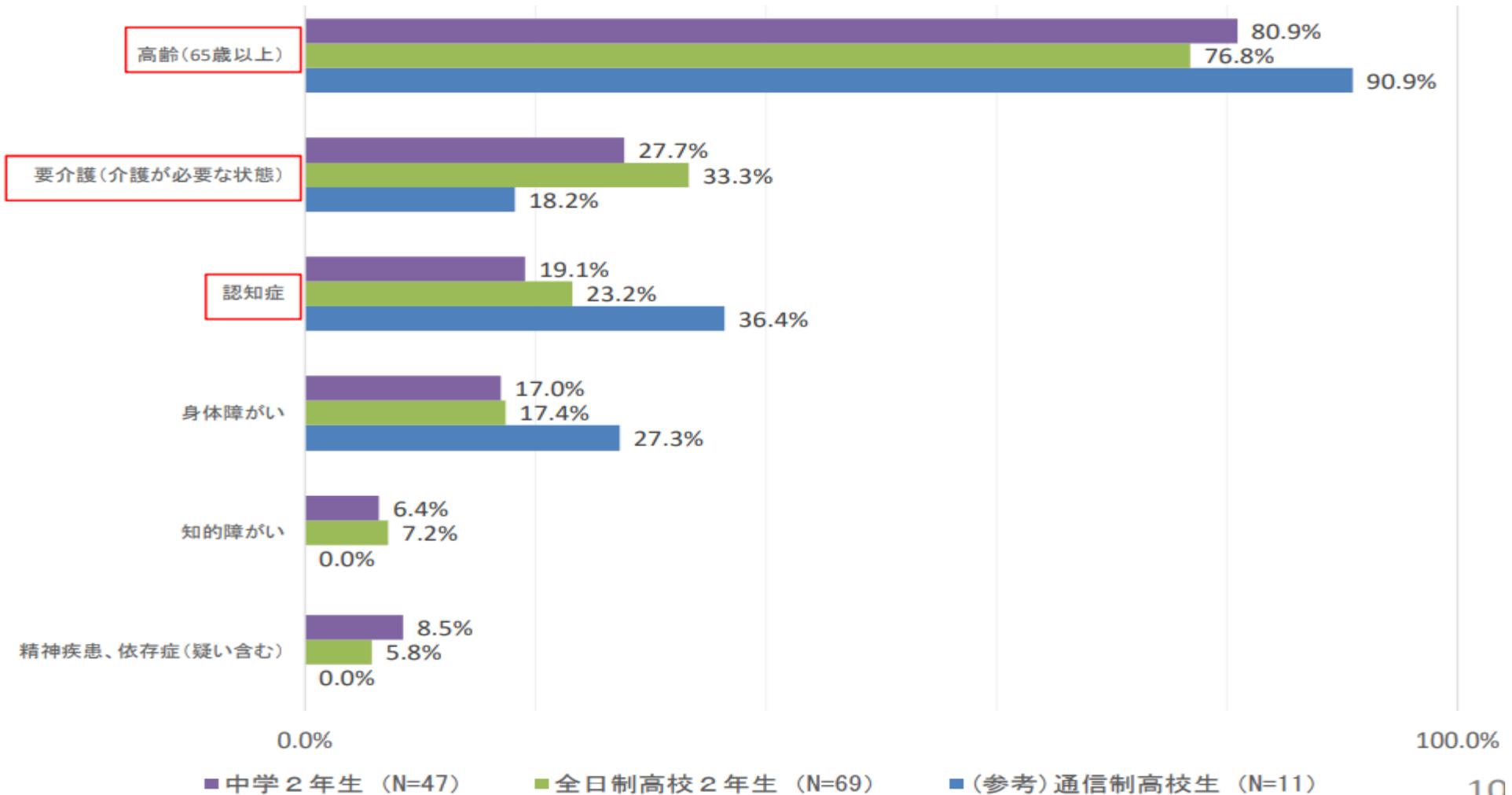
世話の相手が「父母」の場合の世話の内容（複数回答）

いずれの学校種においても、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が最も高い



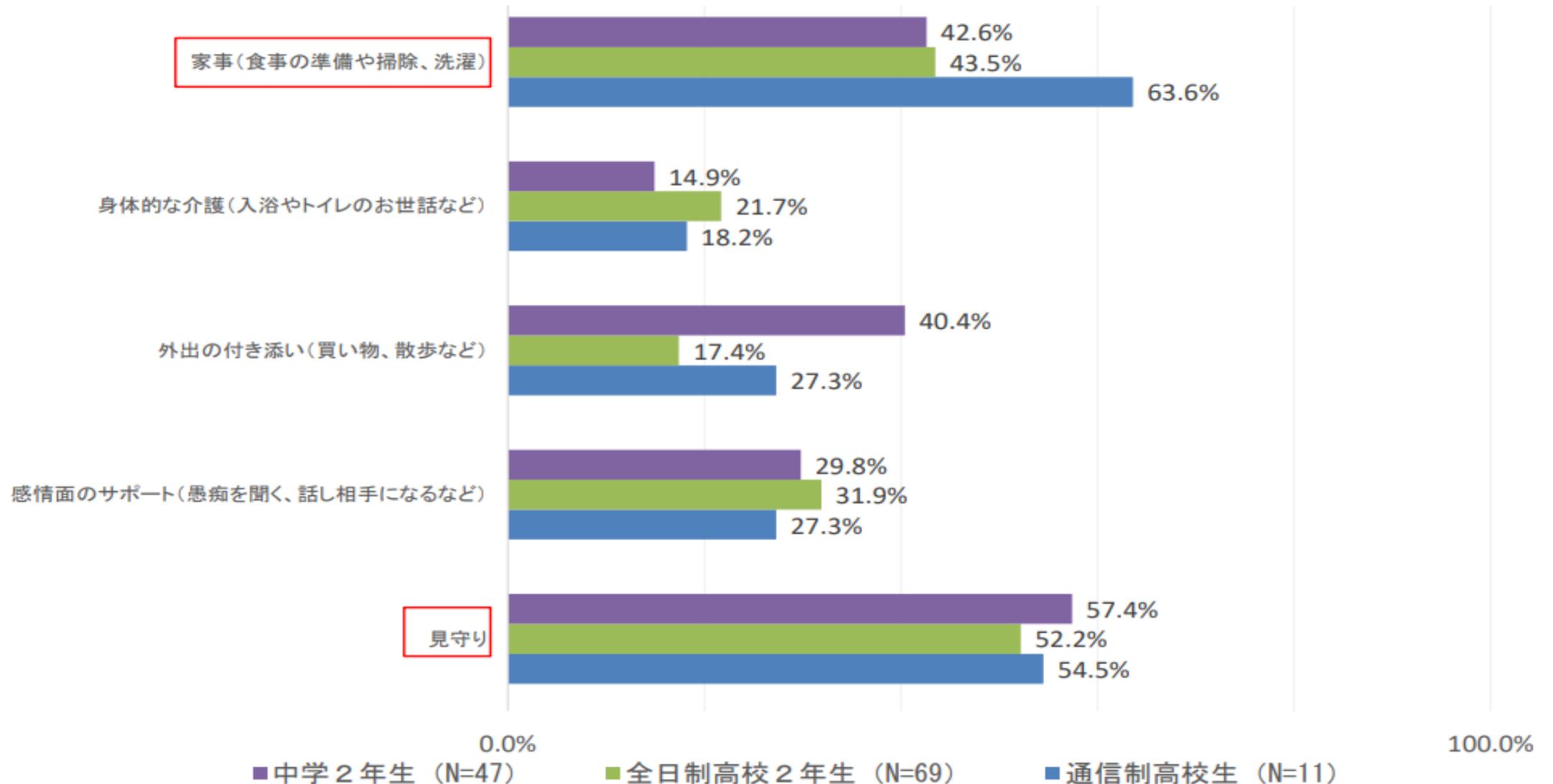
世話を必要としている家族（祖父母）の状況（複数回答）

いずれの学校種でも「高齢（65歳以上）」が最も高く、「要介護（介護が必要な状態）」、「認知症」も多い



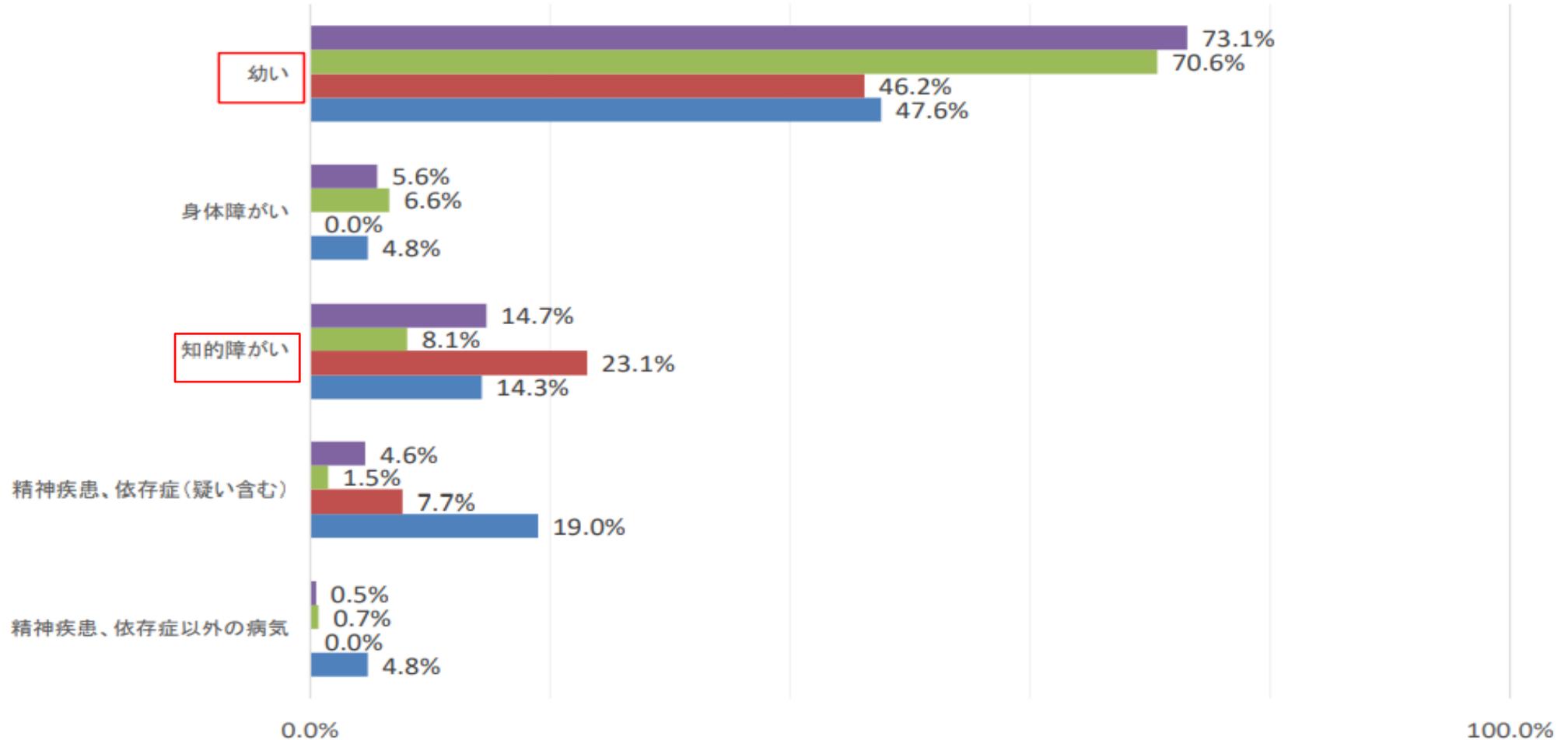
世話の相手が「祖父母」の場合の世話の内容（複数回答）

中学2年生、全日制高校2年生は「見守り」が最も高い



世話を必要としている家族（きょうだい）の状況（複数回答）

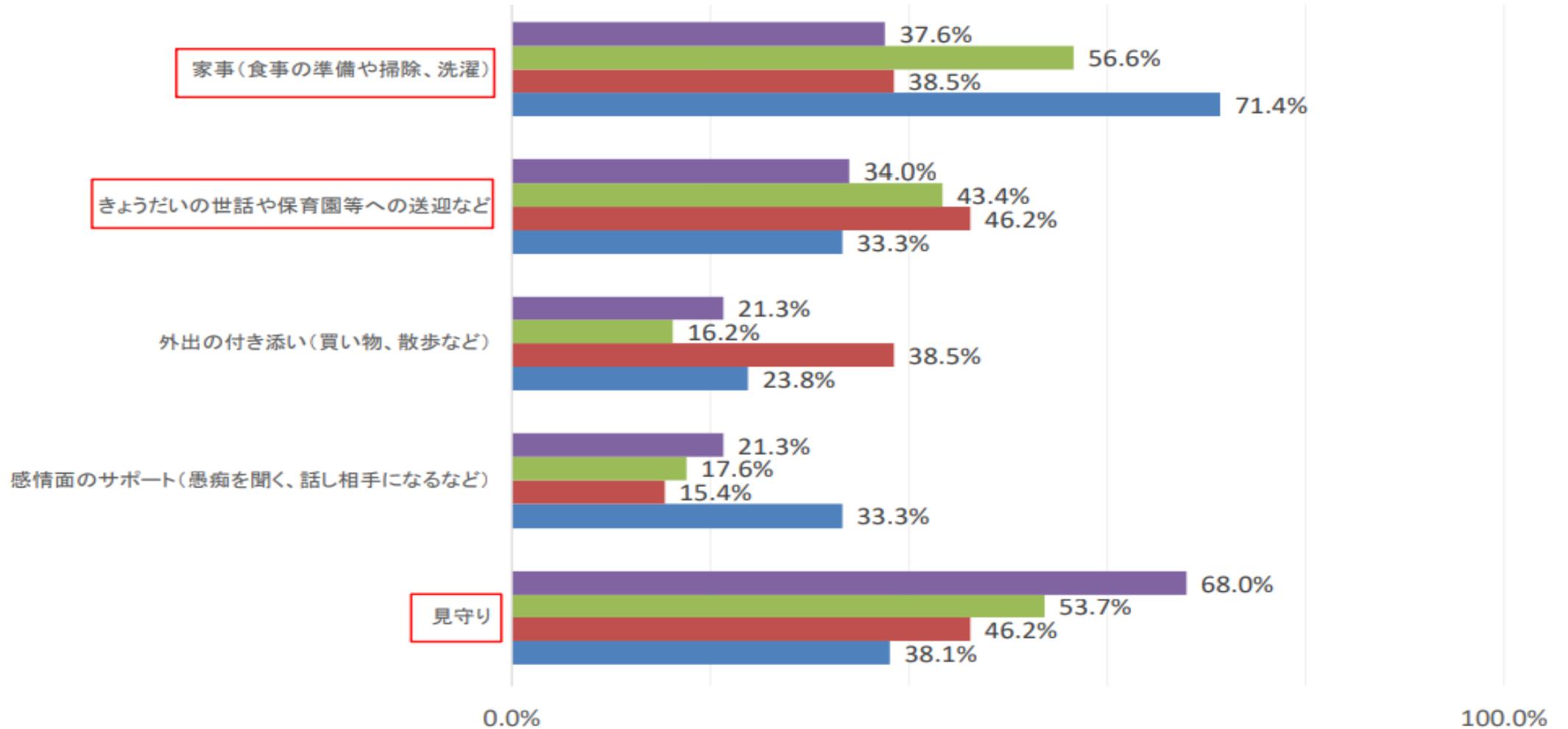
いずれの学校種でも「幼い」が最も高い。次いで「知的障がい」の割合は1～2割程度



■ 中学2年生 (N=197) ■ 全日制高校2年生 (N=136) ■ 定時制高校2年生相当 (N=13) ■ 通信制高校生 (N=21)

世話の相手が「きょうだい」の場合の世話の内容（複数回答）

中学2年生、定時制高校2年生相当は「見守り」が最も高い

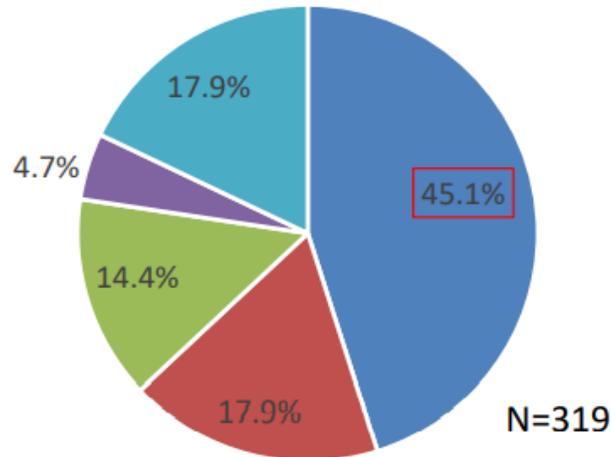


■ 中学2年生 (N=197) ■ 全日制高校2年生 (N=136) ■ 定時制高校2年生相当 (N=13) ■ 通信制高校生 (N=21)

世話の頻度

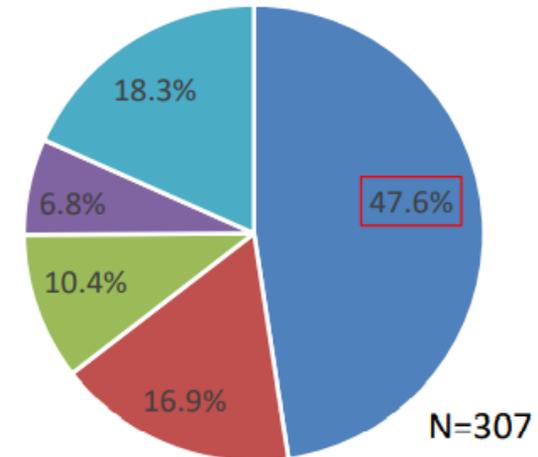
いずれの学校種でも、世話の頻度は「**ほぼ毎日**」の割合が最も高い

【中学2年生】

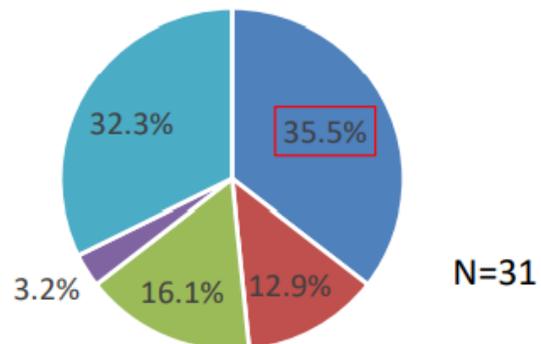


【全日制高校2年生】

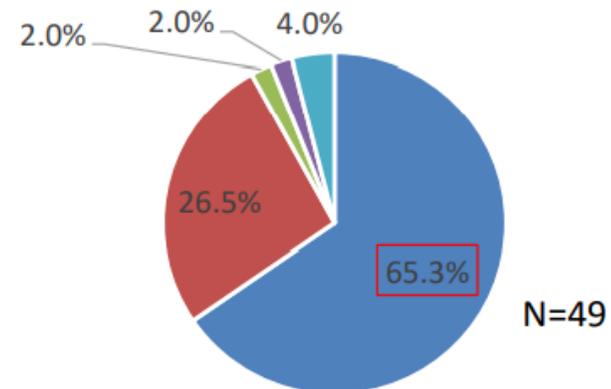
- ほぼ毎日
- 週に3~5日
- 週に1~2日
- 1ヶ月に数日
- その他・無回答



【定時制高校2年生相当】



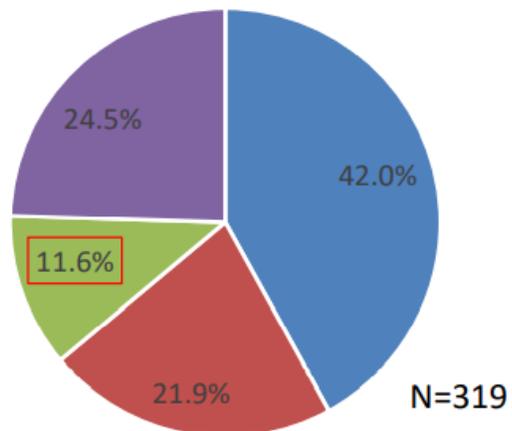
【通信制高校生】



世話に費やす時間

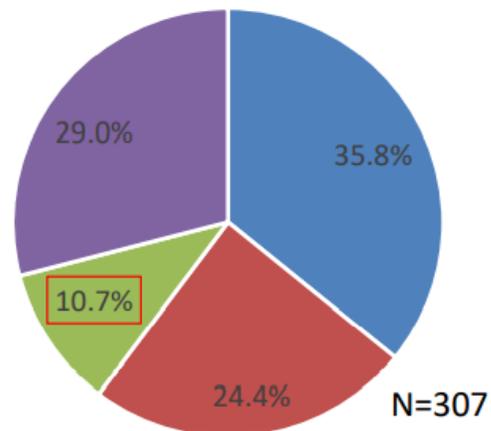
中学2年生で平均4.0時間、全日制高校2年生で平均3.8時間。いずれの学校種でも、平日1日平均「7時間以上」を世話に費やしているのが約1～2割

【中学2年生】

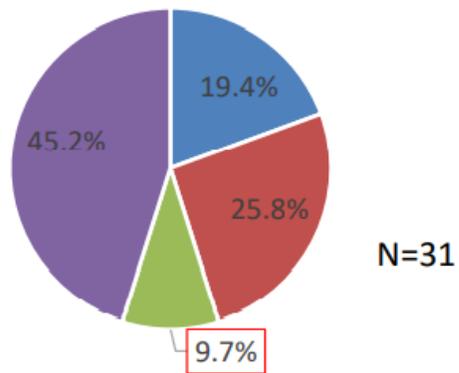


【全日制高校2年生】

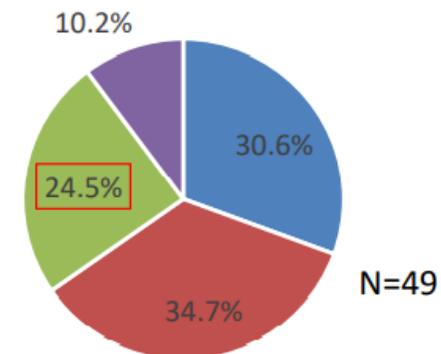
- 3時間未満
- 3～7時間未満
- 7時間以上
- 無回答



【定時制高校2年生相当】



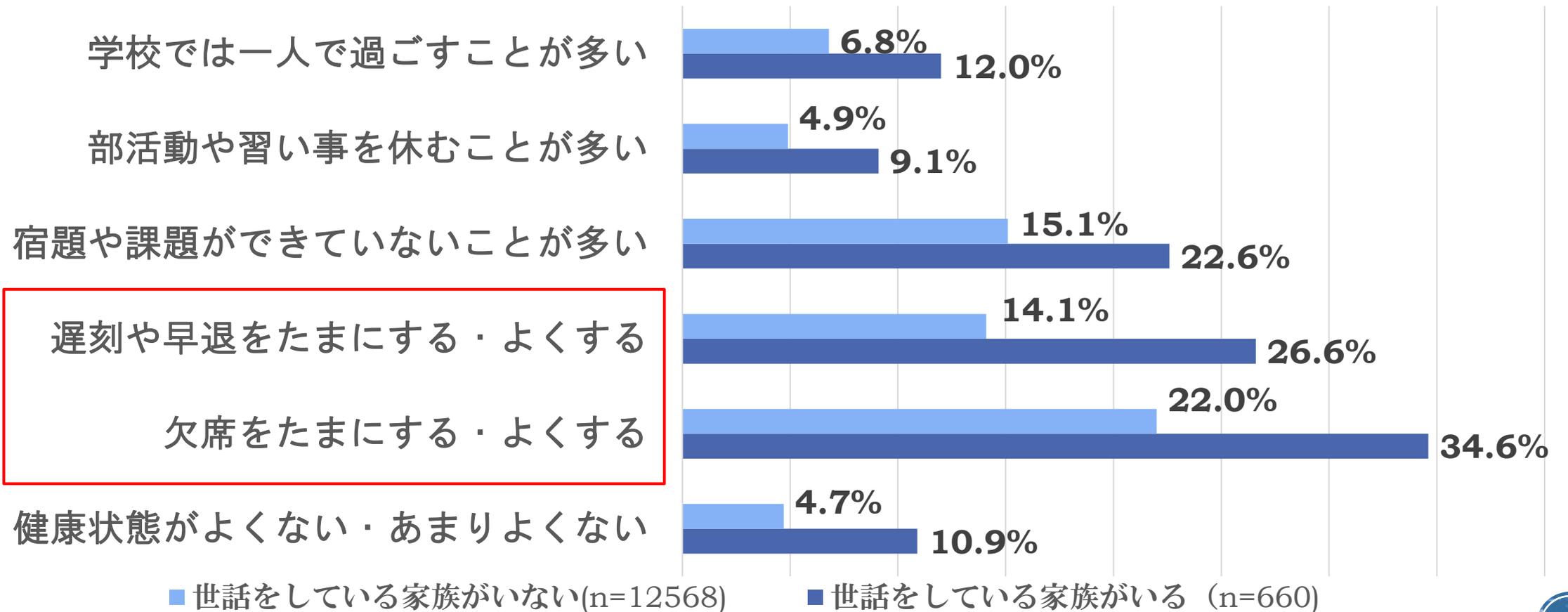
【通信制高校生】



世話をすることの影響

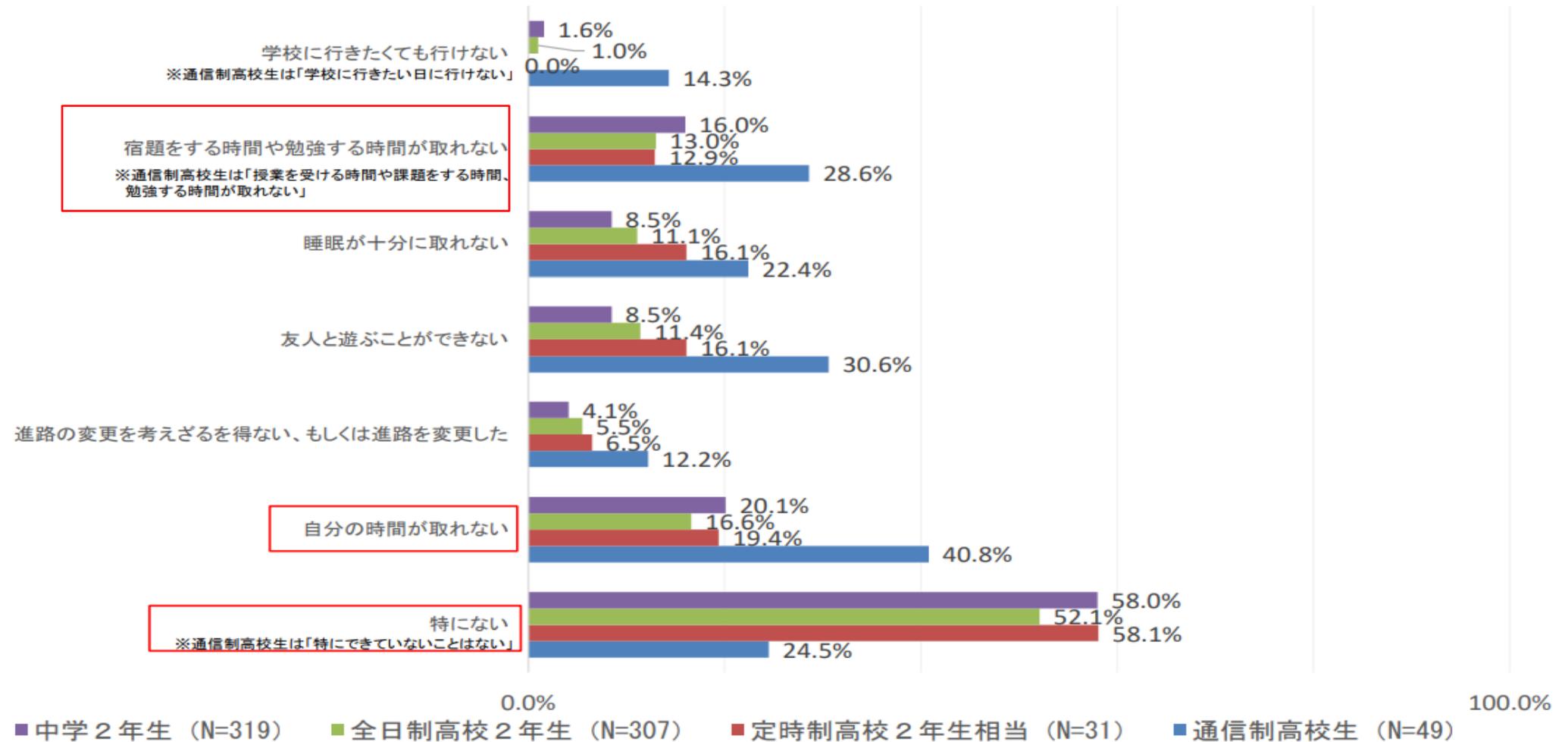
世話をしている家族が「**いる**」場合、「**いない**」場合に比べ、すべての項目で回答率が高くなっている。特に、「**遅刻や早退をたまにする・よくする**」「**欠席をたまにする・よくする**」と回答した割合は、10ポイント以上高くなっている

図表 世話をしている家族の有無×健康状態、通学状況、ふだの学校生活等であてはまること（複数回答）



世話をしているために、やりたいけれどもできないこと

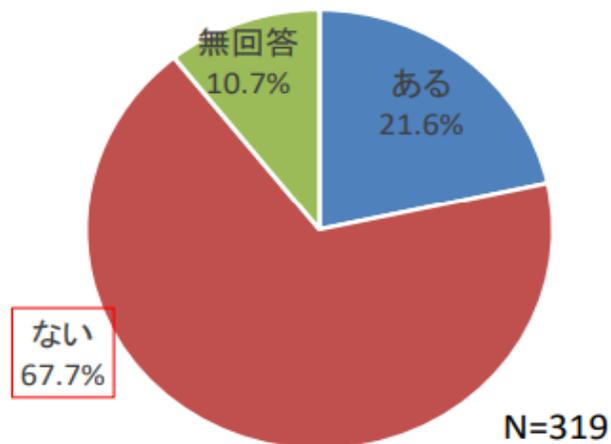
「特にない」が最も高く、次いで「自分の時間が取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間がとれない」となっている



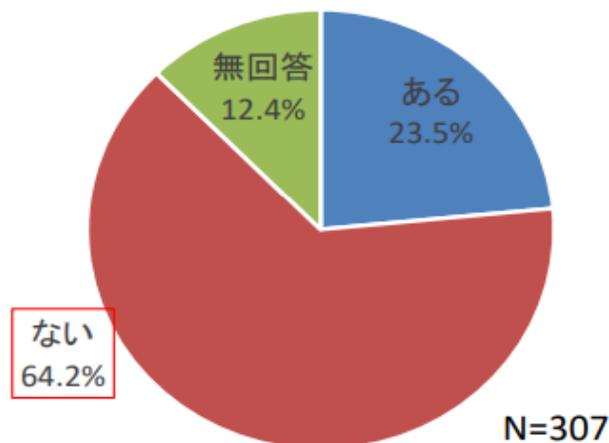
世話について相談した経験の有無

いずれの学校種でも、相談した経験が「ある」が2～3割、「ない」が5～6割

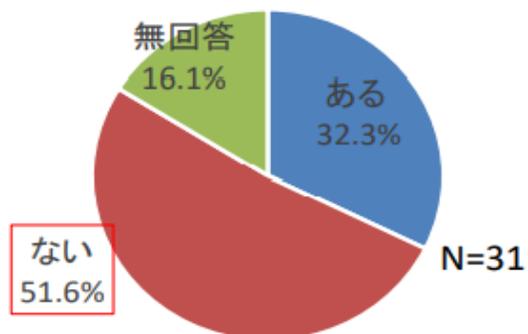
【中学2年生】



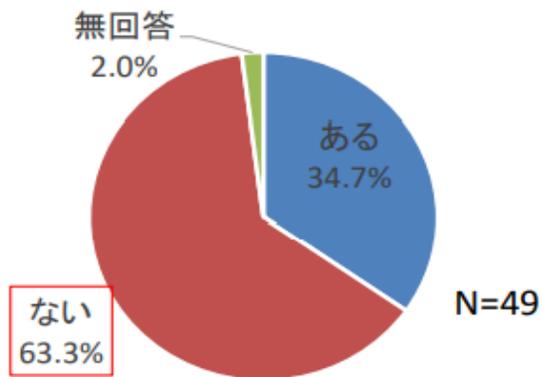
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】

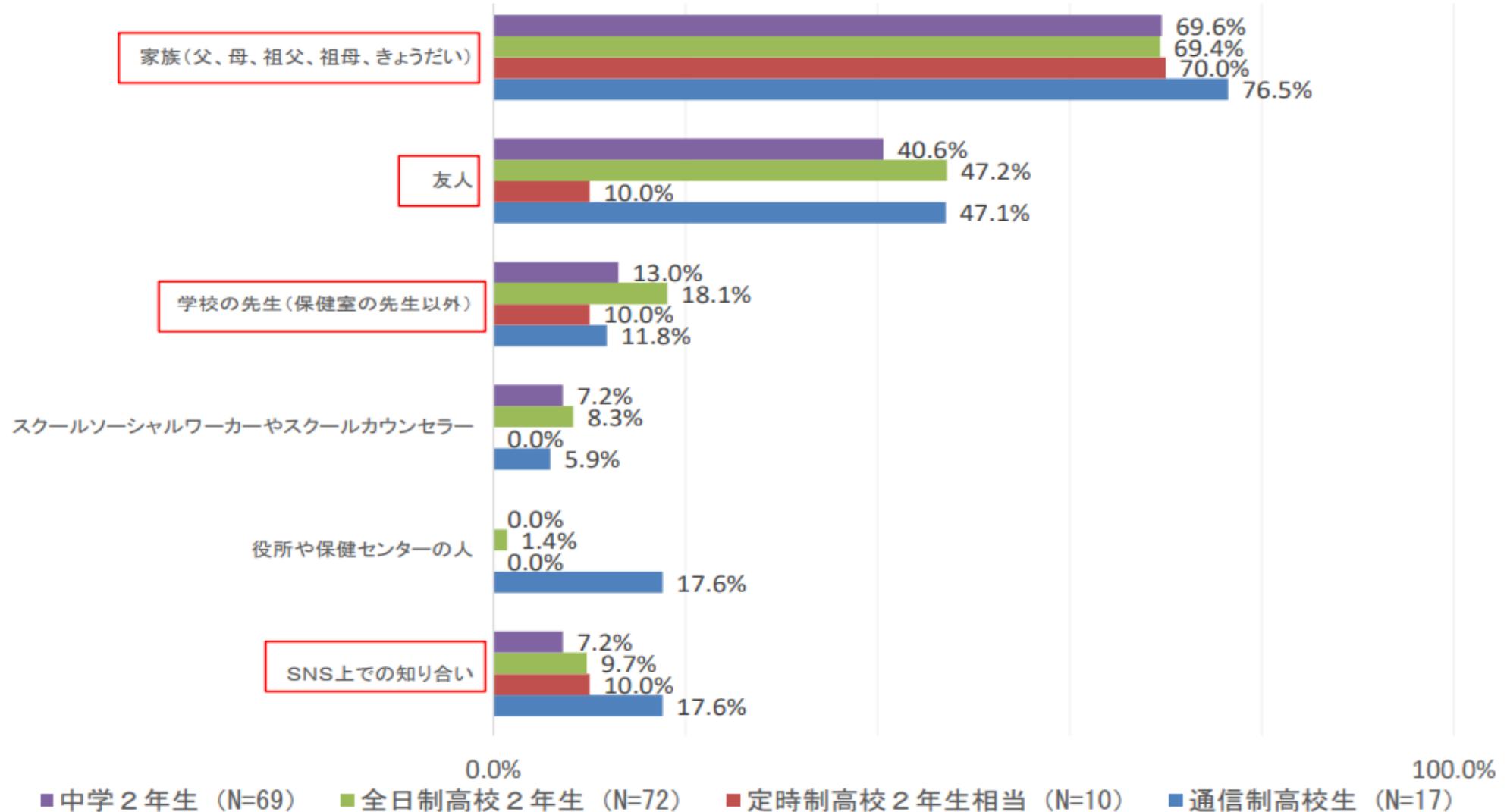


【通信制高校生】



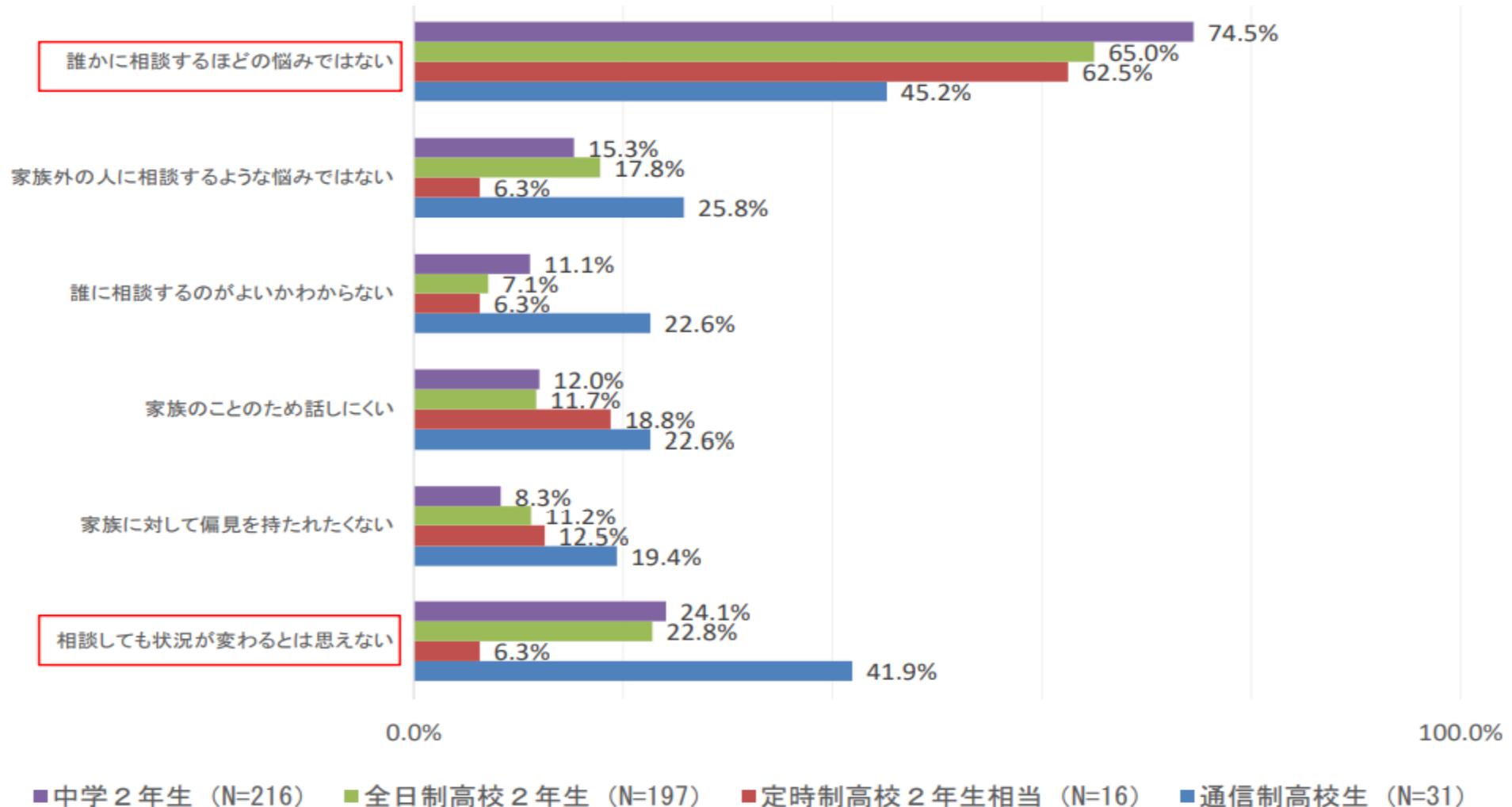
世話についての相談相手

「**家族**（父、母、祖父、祖母、きょうだい）」が最も高く、次いで「友人」が高い。
「**学校の先生**（保健の先生以外）」や「**SNS上での知り合い**」も1割前後あった



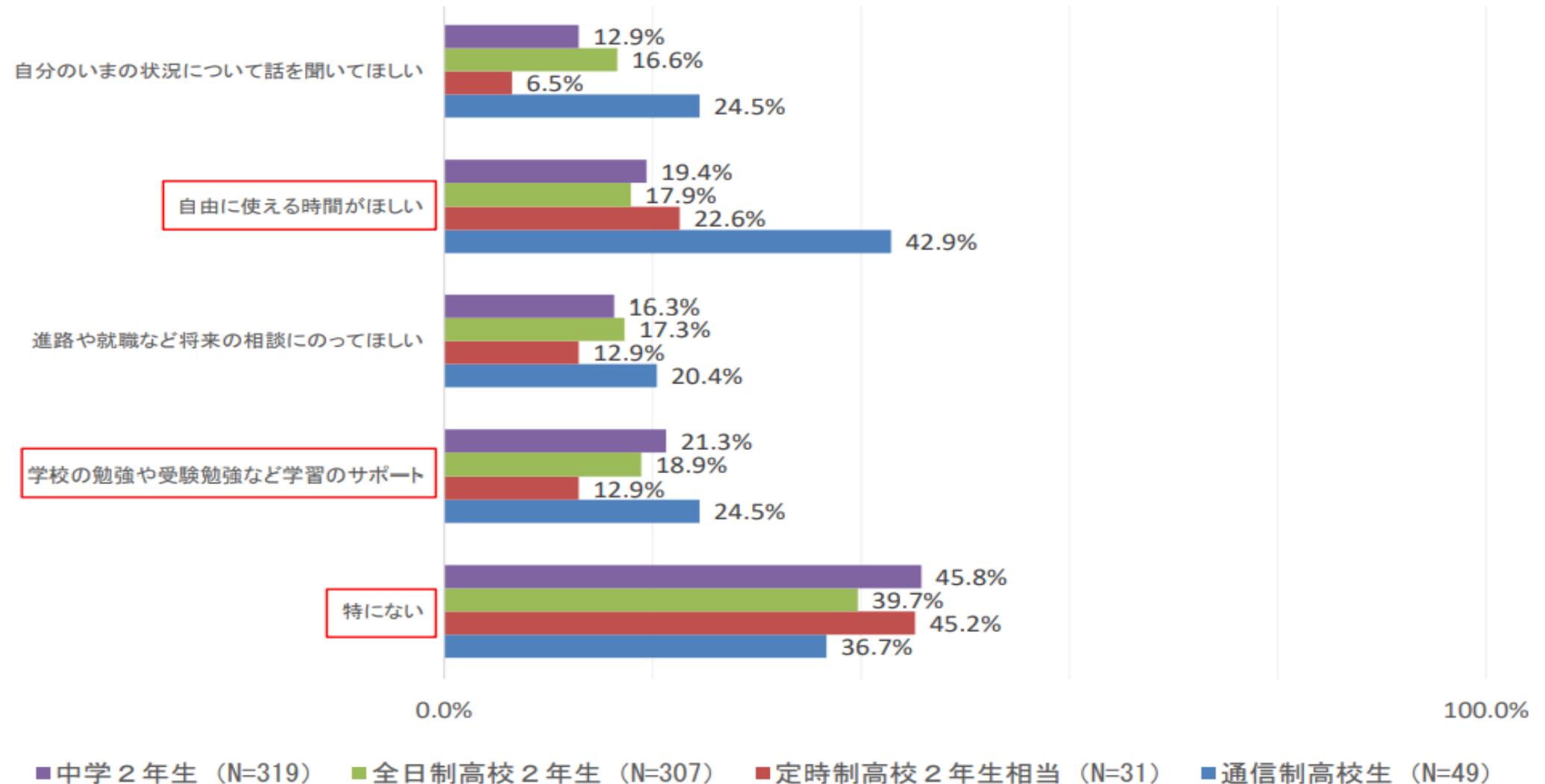
世話について相談したことの無い理由

「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで「相談しても状況が変わるとは思えない」となっている



学校や大人に助けてもらいたいこと、必要な支援

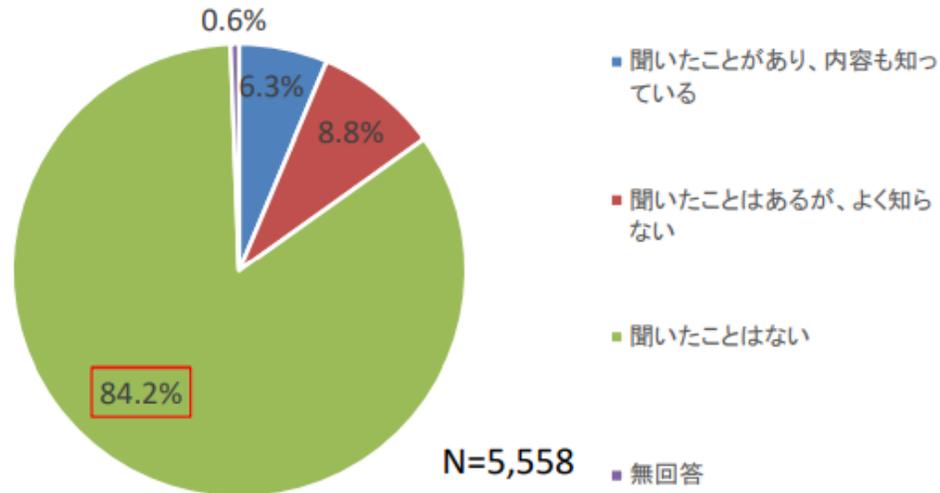
通信制高校生を除き、「特にない」が約4割で最も高い。それ以外では「**学校の勉強や受験勉強など学習のサポート**」、「**自由に使える時間がほしい**」が高い



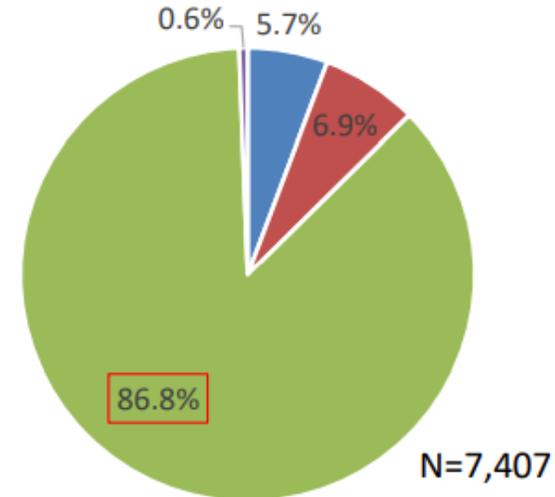
ヤングケアラーの認知度

いずれの学校種でも「聞いたことはない」が8割以上を占め、「聞いたことがあり、内容も知っている」、「聞いたことはあるが、よく知らない」がどちらも1割未満

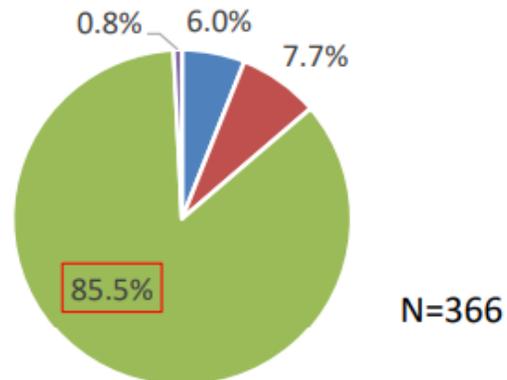
【中学2年生】



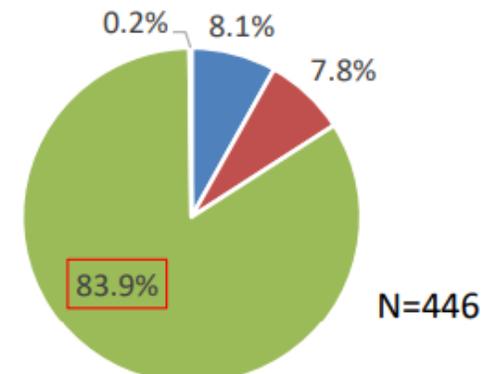
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



【通信制高校生】





ヤングケアラーの 相談支援の視点

見えないことを踏まえた対応 子どもの権利を擁護する視点
家族全員にアプローチする視点 重層的な相談支援の視点

見えないことを踏まえた対応

なぜヤングケアラーは見えないのか

- 家族規範（家族のことは家族で対応するなど）
- 社会サービス等への恐れ
- スティグマやいじめを恐れ
- 限られた支援ネットワーク
- 家族への忠誠心
- 法的支援の狭間に置かれている（対応窓口がない）
- 支援者の先入観

ケアラーを支援するための考え方

「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」
(平成30年3月厚生労働省) 10頁より引用 一部改訂

支援の視点

「要介護者の家族介護力」としてのみ支援するのではなく、「**ケアラー(介護者)の生活・人生の質の向上**」に対しても支援する

家族全体への関わり

要介護者と共に**家族(ケアラー・介護者)も支援等の対象**として関わる必要性を認識する

多機関・専門職による連携

市町村・多機関・専門職等と**連携**を図って、支援活動に取り組む

子どもの権利を擁護する視点

子どもの権利条約は、1989年の国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准。
「ユニセフ」HPより引用



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

ヤングケアラーに関連する権利

- 第2条 差別の禁止
- 第12条 意見を表す権利
- 第17条 適切な情報の入手
- 第24条 健康・医療への権利

- 第27条 生活水準の確保
- 第28条 教育を受ける権利
- 第31条 休み・遊ぶ権利 など

子どもらしく生きる権利の保障・回復

- ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります
- そのような状況の子どもに対して、まわりの大人が早く気づき、対応することで、例えばケアをしながらであっても、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められています

ヤングケアラー支援の理念と目的

- 基本理念

ヤングケアラーが潜在能力を最大限に開花できる機会を得られるようにすること

- 支援内容（目的）

- 健康的な生活
- 安心の確保
- 機会の享受と達成
- 積極的な貢献
- 経済的安定

子どもの声に耳を傾ける

- ヤングケアラーへの支援は、「子ども自身と問題やニーズ（必要としていること）を共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものであり、そこが「命の安全確保が最優先」である被虐待児への対応と大きく異なる点です。そのため、家族の状況や家族の中での子どもの役割や様子だけでなく、「子ども自身がこの状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といった子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です

家族全体（全員）にアプローチする視点

- 地方自治体が個々人のニーズを全体的に把握し、成人のケアや支援についてのニーズが家族やその他の支援ネットワークのメンバーにどのような影響を与えるかを特定しようとする
こと
- 人々を、ニーズのある孤立した個人としてだけでなく、家族やサポートネットワークの文脈において考慮していく

参考：
相談・支援フロー
(案)

【STEP1. 初期相談・相談受付】

- 相談の受付
- 自己チェックの実施→本人自身の気づき

【STEP2. スクリーニング】

- アセスメントの実施（把握・評価）
- 緊急性や深刻度の判断
- 学業や生活と介護・ケアの状況把握

【STEP3. 支援方法の検討・決定】

- 課題の明確化
- 利用できるサービス、社会資源の活用方法、連携方法の検討
- 支援方法の決定

【STEP4. 関係機関、地域の支援ネットワークへ】

- 関係機関、地域の支援ネットワークへ繋ぐ。
- サービスや支援提供の調整
- 予防的視点からの関与・対応・支援

「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」
(平成30年3月厚生労働省)
13頁より抜粋
一部改訂

初期相談における家族に関する質問

以下の質問によって、個人の生活を支えている重要な人や家族の責任を特定する

- あなたの家にはあなたの他に誰がいますか？
- 誰があなたのサポートを手伝ってくれますか？
その人の他に、あなたが生活する上で重要な人は誰ですか？
- あなたがサポートや世話をしている人はいますか？
- 家族の中に子供がいますか？
- 子育ての役割についてサポートが必要な親はいますか？

0. 子ども本人の基本情報

性別 男 女 その他 ()
 年齢 () 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日
 最終更新日

ヤングケアラーとは
 「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか — 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利

必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★
 精神的な不安定さがある ★
 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★

(その他の気になる点)

表情が乏しい
 家族に関する不安や悩みを口にしている
 将来に対する不安や悩みを口にしている
 極端に痩せている、痩せてきた
 極端に太っている、太ってきた
 生活リズムが整っていない
 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）
 予防接種を受けていない
 虫歯が多い

②教育を受ける権利

欠席が多い、不登校 ★
 遅刻や早退が多い ★
 保健室で過ごしていることが多い ★
 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★

(その他の気になる点)

授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い
 学力が低下している
 宿題や持ち物の忘れ物が多い
 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない
 お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってこることが多い
 部活に入っていない、休みが多い
 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
 校納金が遅れる。未払い
 クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い
 高校に在籍していない

③子どもらしく過ごせる権利

幼稚園や保育園に通園していない ★
 生活のために（家庭の事情により）就職している ★
 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★
 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★
 家族の付き添いをしてる姿を見かけることがある ★
 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける ★

(その他の気になる点)

子どもだけの姿をよく見かける
 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
 ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成（同居している家族）

母親 父親
 祖母 祖父
 きょうだい () 人 その他 ()

②サポートが必要な家族の有無とその状況

特にいない
 高齢 幼いきょうだいが多い
 障害がある 親が多忙
 疾病がある 経済的に苦しい
 精神疾患（疑い含む）がある 生活能力・養育力が低い
 日本語が不自由 その他 ()

③子どもが行っている家族等へのサポートの内容

特にしていない
 身体的な介護 生活費の援助
 情緒的な支援※ 通院や外出時の同行
 きょうだいの世話 金銭管理や事務手続き
 家事 服薬管理・投与
 通訳（日本語・手話） その他 ()

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手

母親 父親
 祖母 祖父
 きょうだい 家族全体
 その他 ()

②子ども自身がサポートに費やしている時間

1日 時間程度

③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか

いる → 誰か：
 いない

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

認識している
 認識していない

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

話せている → 誰に：
 話せていない

③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

いる → 誰か：
 いない

④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）

重層的な相談支援の視点

- ヤングケアラーとその家族は、多様で複合的な地域生活課題を有している世帯である
- ヤングケアラーとその家族の相談支援については、相談機関に来所して初めて相談対応が行われ、家族の地域生活課題（ニーズ）ごとに相談に応じる部署が異なっていたり、ケアを必要とする人や子どもに関わる機関がそれぞれバラバラに支援を行うような、従来の相談支援体制では課題がある

重層的な相談支援の視点

- ヤングケアラーと家族の多様で複合的なニーズをワンストップで**包括的に受け止める相談支援体制**や、**相談窓口**の見える化が必要
- **アウトリーチ**によるニーズ把握、支援
- **教育や福祉、介護、医療等の多機関が協働・連携**して、ヤングケアラーと家族のニーズについてのアセスメントを行い、支援計画を立て、支援を実施していく



誰かを支えて
頑張るあなたを

支えたい。

*We are here
to make you smile.*

家族のケアやお世話をしている「ヤングケアラー」は、**20人に1人**とされています。
家族のこと、自分のことで悩んだら、気軽にご相談を。

こども・若者ケアラー相談・支援窓口

場 所 神戸市立総合福祉センター 1階
開 所 時 間 月曜～金曜：9時～17時（土日祝、年末年始を除く）
電 話 番 号 078-361-7600
メールアドレス carer_shien@office.city.kobe.lg.jp



KOBE
UNESCO City of Design

責任：神戸市

重層的な相談支援の視点

- ヤングケアラーのケア負担を軽減するために、**ホームヘルプサービス**などの**社会サービス**を世帯が**利用すること**を**促進**する体制について、**担当部署**や**関係機関**と検討する
- スクールソーシャルワーカーやコミュニティーワーカー、地域住民等と連携して、**学校の柔軟な対応**による**教育機会**や、**地域でのピアサポートグループ**や**レスパイトの機会**、**学習支援の機会**など、**社会資源を創出**していく
- 住民や関係機関と**ヤングケアラー**についての**理解**の共有を図っていく（**普及啓発**）

ヤングケアラーが未来を描ける 学校と社会の構築に向けて

理念：ライフチャンスをもつて、潜在能力を最大限開花できること

気づき・理解

- ・子どもに関係する人がヤングケアラーや病気・障がいについて学ぶ

学びの機会

- ・学校でヤングケアラーが安心して話せる人と場をつくる
- ・ケアしていること理解してもらい、学ぶことができるようにする

サポート

- ・ヤングケアラーやその家族のための相談支援窓口を設ける
- ・ヤングケアラーの希望を聴いて、ケア負担を軽減する

将来に向けて

- ・進学や就職についての相談の機会をつくる
- ・経済的な支援について情報を得ることができる

参照文献

- Department of Health.(2015) The Care Act and Whole-Family Approaches.
- 一般社団法人日本ケアラー連盟 (2021) 「ヤングケアラーのための政策案」
- 神戸市 (2021) 「子ども・若者ケアラーへの相談・支援」 (=最終アクセス日：2021年8月16日、https://www.city.kobe.lg.jp/a06448/kodomowakamono_carer.html?yclid=YSS.EAIAIQobChMI0qD1srW08gIVgcEWBR19hwFtEAAYASAAEgIfz_D_BwE)
- 厚生労働省 (2021) 『令和3年度版厚生労働白書』
- 厚生労働省 (2018) 『市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～』
- 厚生労働省 (2021) 「資料1-2ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」 『ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム 第2回会議資料』
- 厚生労働省・文部科学省 (2021) 『ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2020) 『ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書 (令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) 』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2021) 『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) 』
- 総務省 (2017) 「平成28年社会生活基本調査—生活時間に関する結果—結果の概要」
- 総務省 (2018) 「平成29年就業構造基本調査」